短期入所療養介護料金表

<2024年8月1日改定>

<当施設は『超強化型介護老人保健施設』です>

独立行政法人地域医療機能推進機構 宇和島病院附属介護老人保健施設

1.在宅強化型短期入所療養介護費《日額》

要介護	基本利用料(10割)		利用者負担金額(1割)		利用者負担金額(2割)		利用者負担金額(3割)	
状態区分	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室
要介護 1	9,020円	8, 190 円	902 円	819 円	1,804円	1,638円	2,706 円	2, 457 円
要介護 2	9, 790 円	8,930 円	979 円	893 円	1,958円	1,786円	2,937 円	2,679 円
要介護 3	10,440円	9,580円	1,044 円	958 円	2,088 円	1,916円	3, 132 円	2,874円
要介護 4	11,020円	10, 170 円	1, 102 円	1,017円	2, 204 円	2,034 円	3,306円	3,051円
要介護 5	11,610円	10,740 円	1,161円	1,074 円	2, 322 円	2, 148 円	3, 483 円	3, 222 円

2. 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費《日額》

内容	基本利用料(10割)	利用者負担金額(1割)	利用者負担金額(2割)	利用者負担金額(3割)
日帰りショート(3時間以上4時間未満)	6,640 円	664 円	1,328 円	1,992 円
日帰りショート(4時間以上6時間未満)	9, 270 円	927 円	1,854 円	2,781 円
日帰りショート(6 時間以上 8 時間未満)	12,960 円	1, 296 円	2, 592 円	3,888 円

3.全利用者対象加算項目《日額》

内容	基本利用料(10割)	利用者負担金額(1割)	利用者負担金額(2割)	利用者負担金額(3割)
夜勤職員配置加算(※1)	240 円	24 円	48 円	72 円
サービス提供体制強化加算(I)(※2)	220 円	22 円	44 円	66 円
在宅復帰·在宅療養支援機能加算Ⅱ(※3)	510 円	51 円	102 円	153 円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	5.4	%(所定単位数にサービス別	加算率を乗じた単位数を加 <mark>達</mark>	算)

- (※1)利用者20名に1名以上の1日平均夜勤職員数を配置した場合に加算されます。
- (※2)介護職員のうち介護福祉士を80%以上配置している場合、または勤続年数10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合等に加算されます。
- (※3)在宅復帰率、ベッド回転率を満たした場合に加算されます。

4.対象者のみ《日額》

加算項目	基本利用料	利用者負担金額	利用者負担金額	利用者負担金額	内 容	
加异 垻口	(10割)	(1割)	(2割)	(3割)	Pi 谷	
送迎加算	1,840 円	184 円	368 円	552 円	片道につき施設で送迎を行った場合に加算されます。	
個別リハビリテーション 実施加算	2,400 円	240 円	480 円	720 円	個別リハビリテーションを 20 分以上実施した場合	
療養食加算	80 円/回	8 円/回	16 円/回	24 円/回	糖尿病・肝臓病・腎臓病・胃潰瘍・貧血・膵臓病・高脂血症・痛風・検査食など特別な治療食を提供した場合 (1日3食を限度とし、1食を1回として加算)	
緊急短期入所受入 対応加算	900 円	90 円	180 円	270 円	緊急に利用を開始した場合 7 日間、(ただし、利用者の 日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事 情がある場合は、14 日間)を限度に加算されます。	
総合医学管理加算	2,750 円	275 円	550 円	825 円	治療管理として投薬、検査、注射処置等を行った場合、 10 日間を限度に算定されます。	
重度療養管理加算	1,200 円	120 円	240 円	360 円	要介護度が4・5で、手厚い医療が必要な場合	

5.食事代【注1】《日額》

	金額	内容		
基準費用(第4段階)	1,550 円	・第1~3段階以外の方 <食事代内訳:朝食 300 円・昼食 650 円・夕食 600 円>		
	1,300 円	① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課		
		税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 120 万円超の方。		
谷った形状 の		② 預貯金等の金額を確認し、		
第3段階②		配偶者がいる方:合計 1,500 万円以下		
		配偶者がいない方:500 万円以下		
		【①②すべてに該当する方が対象】		
		① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と		
	1,000 円	税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 80 万円超 120 万円以下の方。		
答り記述①		② 預貯金等の金額を確認し、		
第3段階①		配偶者がいる方:合計 1,550 万円以下		
		配偶者がいない方:550 万円以下		
		【①②すべてに該当する方が対象】		
	600 円	① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と		
		税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方。		
第2段階		② 貯金等の金額を確認し、		
<i>第2</i> 权陷		配偶者がいる方:合計 1,650 万円以下		
		配偶者がいない方:650 万円以下		
		【①②すべてに該当する方が対象】		
	300 円	① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を		
		給されている方。		
第1段階		② 貯金等の金額を確認し、		
		配偶者がいる方:合計 2,000 万円以下		
		配偶者がいない方:1,000 万円以下		
		【①②すべてに該当する方が対象】		
		③生活保護受給者		

【注1】食費・滞在費は、住民票のある市役所、役場にて「介護保険負担限度額認定申請」を行い、認定証の提出により減額が認められます。

6.滞在費(日額)

	多床室	個室	内容
基準費用(第4段階)	437 円	1,728 円	のはは今事件と同じ
第3段階	430 円	1,370 円	段階は食事代と同じ 多床室とは、2人部屋・4人部屋
第2段階	430 円	550 円	多水重とは、2人前座・4人前座 滞在費のなかに光熱水費が含む
第1段階	0 円	550 円	併仕負がながでしたが小負が占む

7.その他の料金(日額)

項目	金額	内容	
①特別な室料(特別室)	1,100 円/日(消費税込み)	1人部屋・2人部屋をご利用の場合	
②日常生活費 (日用品費)	実費/日	シャンプー兼ボデイソープ、おしぼり	